宝塚市山本地区における宝塚市立病院等への移動手段導入のための 試験運行業務仕様書

本仕様書は、「宝塚市山本地区における宝塚市立病院等への移動手段導入のための試験運行業務委託(以下「本業務」という。)」に関する基本的事項について定めるものである。

1 業務委託名

宝塚市山本地区における宝塚市立病院等への移動手段導入のための試験運行業務委託

2 業務目的

本市でも人口減少や高齢化が進展しており、公共交通利用者数の低下による交通事業者の収益が悪化しているほか、運転手不足の深刻化、さらには新型コロナウイルス感染症の影響等により公共交通事業者を取り巻く環境は非常に厳しくなっている。市内を運行する路線バス事業者は、地域の交通を維持するために令和4年4月に利用状況に応じた路線改編を実施し、一部地域の方々は宝塚市立病院への路線バスが減便となった。このような課題解決を図るために、宝塚市立病院や福祉施設、公共施設、商業施設等の経由、地域内各所への移動を確保する。本業務は試験運行業務のみである。

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 委託料上限額

3,000,000円(消費税及び地方消費税含む)

5 業務内容

当該業務では、2ヵ月間の試験運行において、宝塚市立病院や福祉施設、公共施設、 商業施設等の経由、地域内各所への移動を確保するために地域の移動特性などの地域 需要を把握し、地域とも協議調整を行いながら、本格運行計画案を策定するものとす る。

(1) 試験運行の実施

①運行地区

- ・宝塚市山本地区(人口:22,190人 高齢化率:20.8%(令和5年11月末時点))
- ②試験運行期間
- ・令和6年10月から約2ヵ月間を基本とする。(2ヵ月~4ヵ月の間で提案可能)
- ・運行日は平日を基本とする。ただし、土日の運行を提案することを妨げるものでは ない。

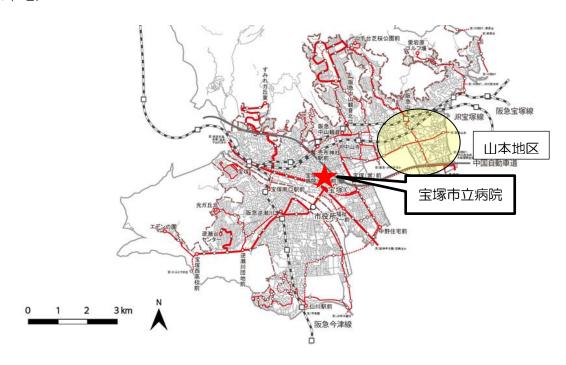
③運行時間、ルート

・運行開始時間は朝の宝塚市立病院通院者の需要に対応できる時間から運行を開始すること。宝塚市立病院や福祉施設、公共施設、商業施設等の経由、地域内各所への 移動を確保すること。

④運行方法

・道路運送法上の考え方や運賃設定等については、問わない。

山本地区



⑤利用者アンケート

・試験運行時にアンケートを実施し、利用実態や問題点、改善要望等を把握する。

⑥広報業務

・地域住民への周知活動や周知ビラを作成する。

⑦その他

- ・事業者は利用状況を把握し、市に適宜報告し、持続可能な運行に向け、地域、市、 事業者で本格運行のあり方について検討を行う。
- ・事業者は、より効率性、利便性の高い運行を行うため、試験運行期間中に地域、市 と協議のうえ、運行計画の変更を行うことができる。
- ・試験運行を実施するために必要な業務(停留所設置等)は事業者で行うこと。

(2) 分析業務

・試験運行で得たアンケート調査を基に分析を行い、書類にまとめ報告を行うものと する。

(3) 本格運行計画案の作成

・試験運行で得たデータを踏まえて、本格運行計画案の作成及び本格運行にかかる費

用を算出すること。

6 対象者

・兵庫県内に事業所、営業所を置く一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、または輸送資源を保有しているそれ以外の事業者で、山本地区から宝塚市立病院等への移動の運営・管理を行うことができる法人であること。なお、一者一地区の応募とし、別業務である安倉地区の試験運行業務と両方の応募はできないこととする。

7 成果品、委託料

- ・成果品として、委託期間内に、本格運行計画案および便毎の利用人数、試験運行期間 の利用人数集計について提出すること。
- ・当該業務で支払う委託料は(試験運行に必要な経費+試験運行の取りまとめに必要な 経費+本格運行計画案の作成に必要な経費-試験運行で得られると見込まれる収入) とし、実際の試験運行にかかった運行経費や運行収入の増減は考慮しない。
- ・受託者は、本業務終了後、速やかに請求書を提出するものとする。
- ・市は、受託者から適法な支払の請求があった時には、その日から30日以内に委託料 を受託者に支払うものとする。

8 その他

本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、宝塚市及び受託者が協議の上、定めるものとする。